

第六條第一項第一号	退学した	医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を中止した
第六條第一項第三号	学業成績	臨床研修の評価
第六條第二項	休学し、又は停学の処分を受けた 復学した	臨床研修を中断した 臨床研修を再開した
第六條第三項及び第十一条第一項	在学証明書	臨床研修を受けていることを証する書面
第六條第三項及び第十一条第二項	学業成績表	臨床研修の評価に関する書面
第六條第四項	在学する大学を卒業する	受けている臨床研修を修了する
第七條第一項第四号	医師となった	臨床研修を修了した
第八條第一項第一号	県内の公的医療機関等	県内の公的医療機関等（知事が指定する医療機関に限る。以下同じ。）
第八條第一項第一号	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修を含む	規則で定める診療科の医師の業務に限る
第八條第二項第一号	課程に在学している	臨床研修を受けている
第九條第一項第一号	課程	課程（規則で定める診療科に関する課程に限る。）
第九條第二項第二号	貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して一年六月以内に医師となり、	臨床研修を修了した後
第九條第三項第二号	の二分の三に相当する	に相当する
第九條第三項第二号	期間に	期間の二分の一に相当する期間に

第五章 専門研修医研修資金

(貸与の対象者)

第十六条 専門研修医研修資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- 一 臨床に関する専門的な知識及び技術を高めるための研修であつて知事が別に定めるものを受けている医師であること。
- 二 将来県内の公的医療機関等において規則で定める診療科の医師の業務に従事しようとする意思を有すること。

(医学生修学資金に関する規定の準用)

第十七条 第二章の規定は、専門研修医研修資金の貸与について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項第一号	退学した	第十六条第一号に規定する知事が別に定める研修 (以下「専門研修」という。)を中止した
第六条第一項第三号	学業成績	専門研修の評価
第六条第二項	休学し、又は停学の処分を受けた	専門研修を中断した
	復学した	専門研修を再開した
第六条第三項及び第十一条第一項	在学証明書	専門研修を受けていることを証する書面
第六条第三項及び第十一条第二項	学業成績表	専門研修の評価に関する書面
第六条第四項	在学する大学を卒業する 月数	受けている専門研修を修了する 月数(当該月数が三十六月を超える場合にあつては、 三十六月)
第七条第一項第四号	医師となった 県内の公的医療機関等	専門研修を修了した 県内の公的医療機関等(知事が指定する医療機関に 限る。以下同じ。)

	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第二項に規定する臨床研修を含む	規則で定める診療科の医師の業務に限る
第八条第一項第一号	課程に在学している	専門研修を受けている
第八条第二項第一号	課程	課程（規則で定める診療科に関する課程に限る。）
第九条第一項第一号	貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して一年六月以内に医師となり、	専門研修を修了した後
第九条第三項第二号	の二分の三に相当する	に相当する
第九条第三項第二号	期間に	期間の二分の一に相当する期間に

第六章 雑則

第九条第二項中「第六条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項第一号中「（以下）」を「（次号及び次項において）」に、「第五条第二項前段」を「第六条第二項前段」に、「。以下」を「。第三項第二号において」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項第一号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条第一項中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、「相手方（以下）」の下に「この条及び第十一条において」を加え、同条第三項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「修学資金」を「医学生修学資金（以下この章において「修学資金」という。）」に改め、同条第一号中「県内の高等学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）で、」を削り、「以下」を「第六条第四項において」に、「もの」を「者（県内の高等学校を卒業見込みの者で）」に、「終えた者」を「終えたもの」に改め、同条第二号（一）中「昭和二十二年法律第二百五号」を「昭和二十三年法律第二百五号」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条及び章名を加える。

（資金の種類）

第二条 前条に規定する資金の種類は、次のとおりとする。

- 一 医学生修学資金

- 二 大学院生修学資金
- 三 臨床研修医研修資金
- 四 専門研修医研修資金

第二章 医学生修学資金

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に貸与を開始している平成十八年度分の修学資金については、なお従前の例による。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第七十四号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「自主規制」の下に「等」を加え、「第八条」を「第八条の二」に改める。

第五条の二に次の一項を加える。

- 2 前項の規定による推奨は、告示してしなければならない。

第五条の三第一項中「の各号」を削り、同項第三号中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第三章の章名中「自主規制」の下に「等」を加える。

第七条第一項に次の一号を加える。

- 三 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

第三章中第八条の次に次の一条を加える。

（インターネットの利用による有害情報の視聴の防止）

第八条の二 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、特定の条件を選択することにより当該条件に合致する情報を受けることができ

ないようにする機能（次項において「情報制限機能」という。）を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、第七条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報（次項において「有害情報」という。）を青少年に見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

2 電子公告規則（平成十八年法務省令第十四号）第二条第七号に規定するプロバイダ及びインターネットを利用することができる通信端末機器（入出力装置を含む。）の販売又は貸付けを業とする者は、青少年がインターネットを利用して有害情報を容易に見、又は聴くことができないうようにするた

め、情報制限機能に係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

第九条第一項に次の一号を加える。

三 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
第九条第二項第一号中「（以下）」を「（次号において）」に改め、「。以下同じ」を削り、「二十」を「二十」に改め、「のページ」の下に「（表紙を含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 図書類の内容を審査する団体で知事が適当と認めるものがその内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当するとして青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認められたもの

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「閲覧し、又は視聴することができない」を「読み、見、又は聴いてはならない」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二項各号」に改め、「これらを」を削り、「いう」を「総称する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、前項第三号の規定による団体の認定をしたときは、その名称及び当該団体が定めた青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認めた図書類に関する表示の方法を告示しなければならない。当該団体の認定を取り消したときも、同様とする。

第十九条中「第五条の二の規定による推奨、」及び「規則で定めるところにより」を削る。

第二十条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第九条第二項第三号の規定による団体の認定及び当該団体の認定の取消し

第二十条第二項中「指定」の下に「団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し」を加え、同条第三項中「聴かないで指定」の下に「団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し」を加える。

第二十七条第三項第一号中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改め、同条第四項第一号中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。
附則第五項を次のように改める。

5 第九条第二項第三号の規定による団体の認定があつた際現に当該団体により青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当で

ないと認められている図書類は、当該認定の日において、同条第一項の規定により指定された図書類とみなす。

附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第五条の三第一項の改正規定は平成十八年十月一日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第九条第二項第三号の規定による団体の認定については、知事は、この条例の施行前においても秋田県青少年環境浄化審議会の意見を聴くことができる。

秋田県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第七十五号

秋田県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

秋田県安全・安心まちづくり条例(平成十六年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第七十六号

秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例

秋田県卸売市場条例(昭和四十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。
第十条の見出し中「営業」の下に「及び事業」を加え、同条第一項中「営業」を削り、「ものに限る。」を「営業又は事業」に改める。

附 則